

下川町町告示第35号

下川町農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画(案)及び変更理由書を次のとおり縦覧に供する。

また、当該農業振興地域整備計画変更(案)に対して、下川町に住所を有する者は、その縦覧期間中に書面により意見を提出することができる。

なお、当該農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更(案)に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更(案)に対し異議があるときは、令和8年2月12日の翌日から起算して15日以内に下川町にこれを申し出ることができる。

令和8年1月13日

下川町長 田村 泰司



- 1 農業振興地域整備計画の変更(案)の縦覧期間
自 令和8年1月14日
至 令和8年2月12日
- 2 農業振興地域整備計画の変更(案)の縦覧場所
下川町幸町63番地 下川町農業委員会事務局
- 3 意見書に係る留意事項等
(1)提出先 下川町農業委員会事務局(下川町幸町63番地 下川町役場内)
(2)提出方法 書面に限る。(ただし、郵便、持参のどの方法によっても可)
(3)提出期限 令和8年2月12日
(4)提出にあたっての注意事項
・個人の場合にあつては、住所、氏名、職業を記載すること。
・法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。
(5)その他 意見書については、その内容を公開する場合があると同時に、提出された意見に対して個別に回答は行いません。農業振興地域整備計画の決定公告の際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告します。
- 4 異議申出に係る留意事項等
(1)申出先 下川町農業委員会事務局(下川町幸町63番地 下川町役場内)
(2)申出方法 次の事項を記載した書面を持参又は郵送により提出すること。
ア. 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
イ. 異議の申出に係る農用地利用計画の案
ウ. 異議申出人が農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類並びにその者の氏名又は名称及び住所
エ. 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日
オ. 異議の申出の趣旨及び理由
カ. 異議の申出ができる旨の教示の有無及びその内容
キ. 異議の申出の年月日
(3)申出期限 令和8年2月27日
(4)申出にあたっての注意事項
異議申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議の中出をするときは、異議申出書には、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。なお、代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議の申出をするときには、その資格を証明する書面を添付すること。